

定 款

2022年6月28日

大阪市平野区加美鞍作一丁目6番19号
アイコム株式会社
代表取締役社長 中岡洋詞

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は商号をアイコム株式会社と称し、英文ではICOM INCORPORATED と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。

1. 無線通信機および電子計測器ならびに超音波応用装置の製造および販売
2. 有線通信機器、ラジオ受信機、テレビジョン受信機の製造および販売
3. 通信機器用部品の製造および販売
4. 電気音響機器、交通信号保安装置の製造および販売
5. コンピュータその他情報処理機器、その付属装置の製造および販売ならびにソフトウェアの販売
6. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
7. 電気通信工事業
8. 前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、34,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のつどこれを招集する。

- 2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、代表取締役社長が招集する。ただし、代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(開催場所)

第14条 当会社は、大阪市またはこれに隣接する地で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議決権の代理行使)

第16条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に、当会社に提出しなければならない。

(議 長)

第17条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

- 2. 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、

議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社は取締役7名以内を置く。

(取締役の選任)

第21条 当社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 当社は、取締役会の決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の権限)

第25条 取締役会は、取締役をもって構成し、法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行に関する事項を決議する。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当社は監査役4名以内を置く。

(監査役の選任)

第30条 当社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(社外監査役との責任限定契約)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3ヶ年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

1. 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。